

## 資料 2

### 地域医療構想について

#### 【別冊資料】

##### 資料① 地域医療構想の進め方について

(令和4年3月24日付け、厚生労働省医政局長通知)

##### 資料② 地域医療構想の進め方について

(平成30年2月7日付け、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

##### 資料③ 公立病院経営強化の推進について

(令和4年3月29日付け、総務省自治財政局長通知)



## 2. 今後の地域医療構想に関する考え方・進め方

### (1) 地域医療構想と感染拡大時の取組との関係

- 新型コロナ対応が続く中ではあるが、以下のような地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっていない。
  - ・ 人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化、マンパワーの制約も一層厳しくなる
  - ・ 各地域において、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠
- 感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。

### (2) 地域医療構想の実現に向けた今後の取組

【各医療機関、地域医療構想調整会議における議論】

- 公立・公的医療機関等において、具体的対応方針の再検証等を踏まえ、着実に議論・取組を実施するとともに、民間医療機関においても、改めて対応方針の策定を進め、地域医療構想調整会議の議論を活性化

【国における支援】 \* 各地の地域医療構想調整会議における合意が前提

- 議論の活性化に資するデータ・知見等を提供
- 国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」を選定し、積極的に支援
- 病床機能再編支援制度について、令和3年度以降、消費税財源を充当するための法改正を行い、引き続き支援
- 医療機関の再編統合に伴い資産等の取得を行った際の税制の在り方について検討

### (3) 地域医療構想の実現に向けた今後の工程

- 各地域の検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域に対して支援。
  - 新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定（※）について検討。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中を目途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要。
- ※ 具体的には、以下の取組に関する工程の具体化を想定
- ・ 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証
  - ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討）

## 【経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）【抜粋】】

### 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

#### 2. 社会保障改革

##### (1) 感染症を機に進める新たな仕組みの構築

今般の感染症対応での経験を踏まえ、国内で患者数が次に大幅に増えたときに備えるため、また、新たな新興感染症の拡大にも対応するため、平時と緊急時で医療提供体制を迅速かつ柔軟に切り替える仕組みの構築が不可欠である。このため、症状に応じた感染症患者の受け医療機関の選定、感染症対応とそれ以外の医療の地域における役割分担の明確化、医療専門職人材の確保・集約などについて、できるだけ早期に対応する。

あわせて、今般の感染症対応の検証や救急医療・高度医療の確保の観点も踏まえつつ、地域医療連携推進法人制度の活用等による病院の連携強化や機能強化・集約化の促進などを通じた将来の医療需要に沿った病床機能の分化・連携などにより地域医療構想を推進するとともに、かかりつけ医機能の強化・普及等による医療機関の機能分化・連携の推進、更なる包括払いの在り方の検討も含めた医療提供体制の改革につながる診療報酬の見直し、診療所も含む外来機能の明確化・分化の推進、実効的なタスク・シフティングや看護師登録制の実効性確保（※）並びに潜在看護師の復職に係る課題分析及び解消、医学部などの大学における医療人材養成課程の見直しや医師偏在対策の推進などにより、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進める。オンライン診療を幅広く適正に活用するため、初診からの実施は原則かかりつけ医によるしつつ、事前に患者の状態が把握できる場合にも認める方向で具体案を検討する。また、引き続き、地域の産科医療施設の存続など安心・安全な産科医療の確保及び移植医療を推進するとともに、希少疾病である難病の対策を充実する。

※ デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）に、マイナンバー制度を利活用した看護師等の資格管理簿と就業届等の情報の窓口による人材活用が盛り込まれている。

##### (2) 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のP D C Aサイクルの強化や医療費適正化計画の在り方の見直しを行う。具体的には、前者について、地域医療構想調整会議における協議を促進するため、関係行政機関に資料・データ提供等の協力を求めるなど（※）環境整備を行うとともに、都道府県における提供体制整備の達成状況の公表や未達成の場合の都道府県の責務の明確化を行う。

※ このほか、議事録の公表に努めること、協議結果を関係市町村へ報告することなどを想定している。

## 医療法の規定

第30条の14 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

## 地域医療構想調整会議の協議事項

「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より

### 【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめる。
  - 〔具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。〕
    - ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
    - ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数
- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。
- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

### 【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。
  - ・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関
  - ・新たな病床を整備する予定の医療機関
  - ・開設者を変更する医療機関

22

## 地域医療構想の実現に向けた取組（全体像）

### 厚生労働省の取組

#### 【議論活性化に向けた技術的支援】

- データ・情報の提供
  - ・病床機能報告など
  - ・重点支援区域など具体的な事例
- 研修会等の開催
  - ・医療政策研修会（都道府県職員対象）
  - ・地域医療構想アドバイザー会議
  - ・トップマネジメント研修（病院管理者対象）
- 地域・医療機関のニーズに応じた支援
  - ・都道府県の申請に基づき国が選定した「重点支援区域」に対し、ニーズに応じた技術的支援（データ分析等）を実施
    - \* 今後、地域のさらなる議論活性化に向け、都道府県の依頼に応じて、きめ細かな支援を実施
      - ・県内（区域内）の議論を踏まえたデータ分析の支援
      - ・県内（区域内）の医療機関向け、首長向け、住民向け説明会等の開催支援 等

地域のニーズに応じた支援



### 地域の取組

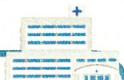
#### 【都道府県による議論活性化に向けた取組】

- 地域医療構想調整会議（構想区域単位、都道府県単位）の定期的な開催
- 病床機能報告や各種データ等の提供
- 地域医療構想アドバイザーによる議論活性化



#### 構想区域における議論

- 地域医療構想調整会議等における議論の活性化
  - ・地域の医療ニーズや医療機能の把握・共有
  - ・個々の医療機関における取組の方向性
  - ・「重点支援区域」「再編計画」等の活用 など



#### 具体的な病床機能再編

- 地域の合意に基づく取組の具体化
  - ・「重点支援区域」の技術的支援等を活用した、複数医療機関による病床機能再編の検討
  - ・地域医療介護総合確保基金（病床機能再編支援事業を含む）や税制優遇を活用した取組の実施 など



#### 【病床機能再編の取組に対する財政支援等】

- 地域医療構想調整会議における合意を前提に、病床機能再編の取組に対して財政支援等を実施
  - ・地域医療介護総合確保基金により、病床機能再編に必要な施設・設備の整備に対する財政支援や、病床減少に伴う様々な課題に対応するための財政支援（病床機能再編支援事業）を実施
  - ・都道府県の申請に基づき国が選定した「重点支援区域」に対し、手厚い財政支援（病床機能再編支援事業の加算）を実施
  - ・大臣認定を受けた「再編計画」に基づき取得した不動産に関する税制優遇措置（登録免許税）を実施

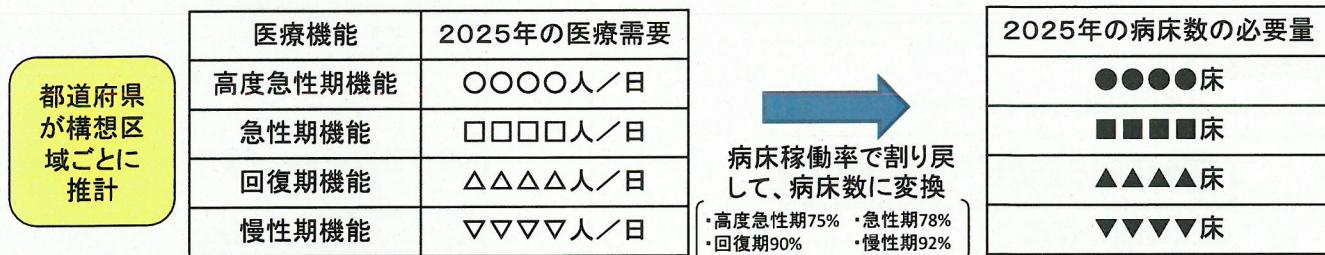
<実績> 重点支援区域：11道県14区域

病床機能再編支援事業：33道府県143医療機関（R2年度）

23

## 2025年の医療需要及び各医療機能の必要量の推計の基本的考え方

- 地域医療構想は、都道府県が構想区域(原則、二次医療圏)単位で策定。よって、将来の医療需要や病床の必要量についても、国が示す方法に基づき、都道府県が推計。
- 医療機能(高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能)ごとに、医療需要(1日当たりの入院患者延べ数)を算出し、それを病床稼働率で割り戻して、病床の必要量を推計。



- 推計に当たり、できる限り、患者の状態や診療の実態を勘案できるよう、NDB(ナショナルデータベース)のレセプトデータやDPCデータを分析する。
- 具体的には、患者に対して行われた診療行為を、診療報酬の出来高点数で換算した値(医療資源投入量)の多寡を見ていく。
- その他、推計に当たっては、入院受療率等の地域差や患者の流出入を考慮の対象とする。

20

## 病床機能報告制度

- 各医療機関(有床診療所を含む。)は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」と「今後の方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

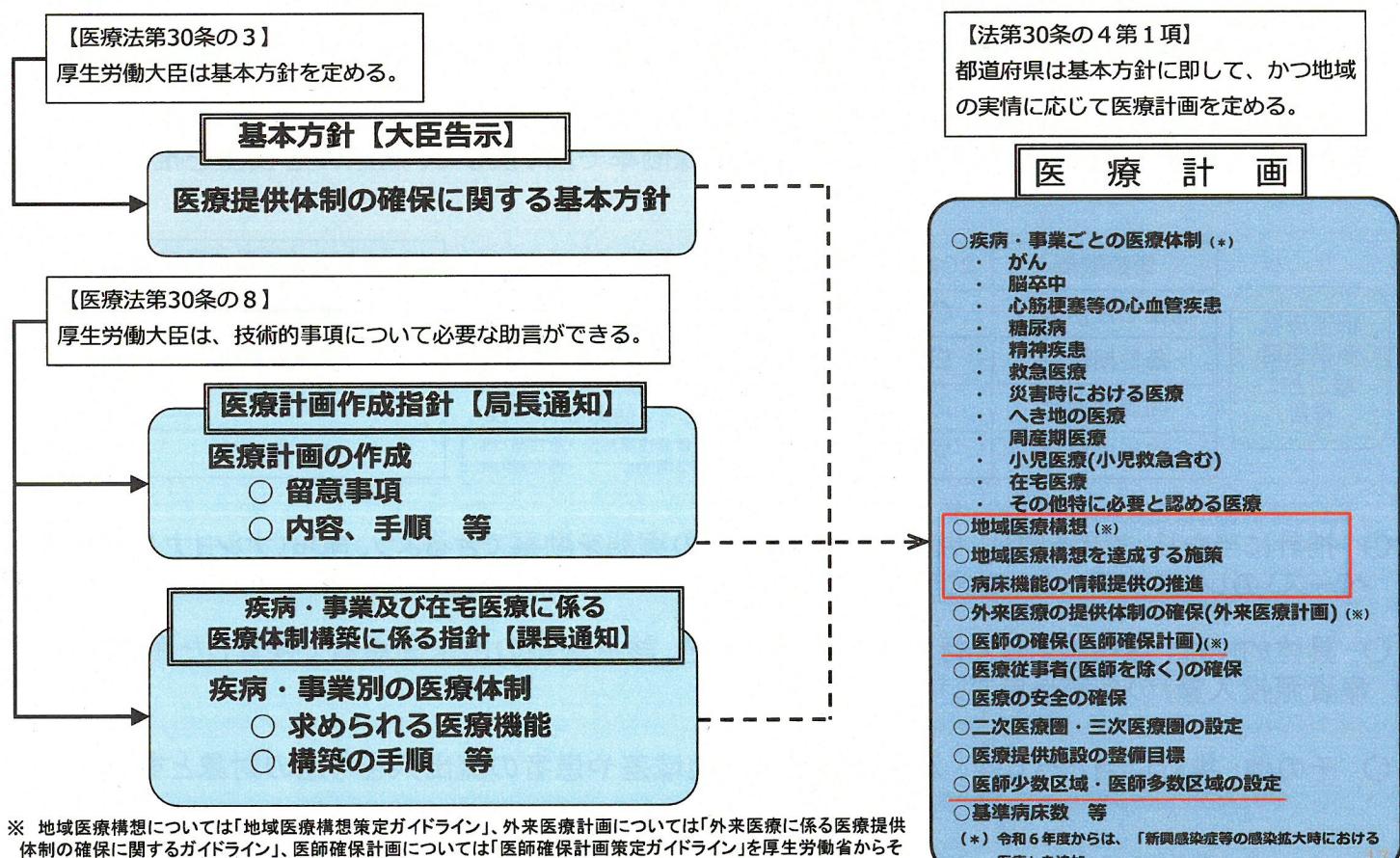
医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟</li> </ul>
急性期機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</li> </ul>
回復期機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。</li> <li>○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。</li> </ul>
慢性期機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能</li> <li>○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能</li> </ul>

- 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していないても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できることにご留意ください。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。

21

# 医療計画の策定に係る指針等の全体像

令和3年6月18日  
第8次医療計画等に  
関する検討会資料



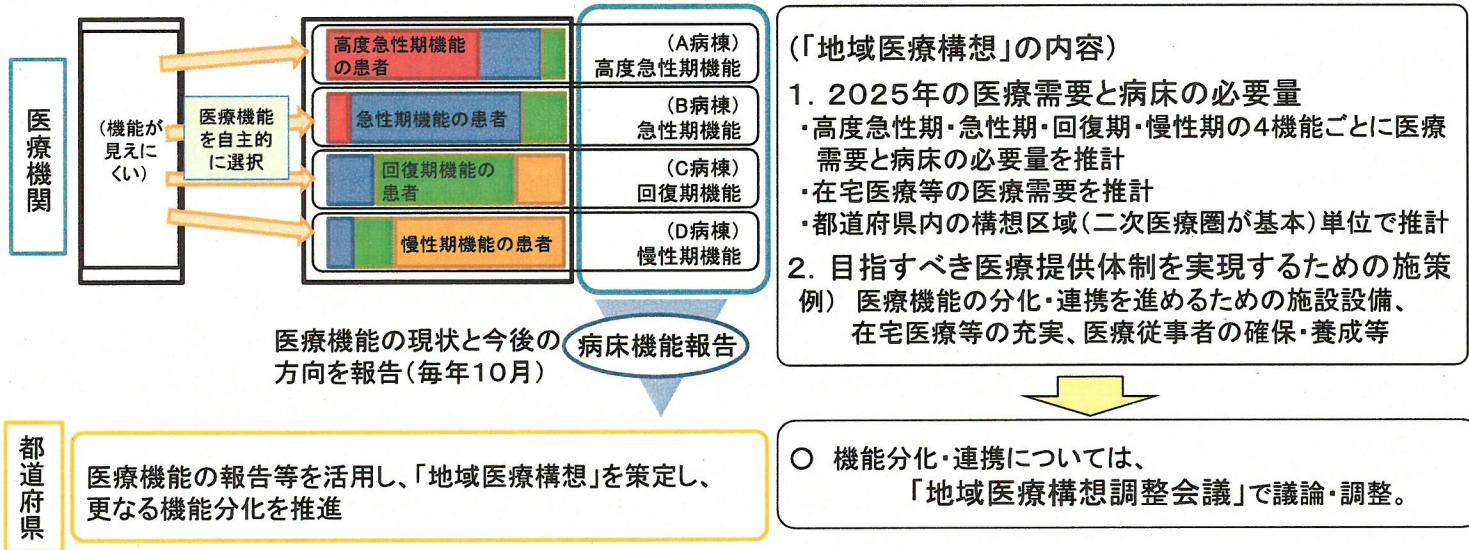
\* 地域医療構想については「地域医療構想策定ガイドライン」、外来医療計画については「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」、医師確保計画については「医師確保計画策定ガイドライン」を厚生労働省からそれぞれ示している。

17

## 地域医療構想について

令和3年6月18日  
第8次医療計画等に  
関する検討会資料

- 今後的人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要。
- こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)ごとに推計し、「**地域医療構想**」として策定。  
その上で、各医療機関の足下の状況と今後の方向性を「**病床機能報告**」により「見える化」しつつ、各構想区域に設置された「**地域医療構想調整会議**」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施。



## 地域医療構想に係る今後のスケジュール（想定）

		県の動き (地域医療構想に係る検討等)				国全体の動き				
		医療計画		新興感染症		地域医療構想		外来医療計画		医師の働き方改革
		第8次医療計画等に関する検討会		地域医療構想等WG		地域医療構想等WG		外来機能報告等WG		医師の働き方改革に関する検討会等に 関するWG
R 3 【2021】	4～9月	○会議開催 ・国の動向 ・本県の進捗状況等								タスクシェア/ シフトの推進
	10～12月	(※状況に応じて)	●会議開催 ・国の動向 ・本県の進捗状況等 ・個別事項		総論（医療圏、基準 病床等、各論（5疾 病、6事業、在宅等） について各検討会等 での議論の報告）			ガイドライン改 正に向けた検討		
	1～3月									
	4～6月	○会議開催 ・国の動向 ・病床機能報告状況 ・協議の進め方	●会議開催（適宜） ・医療機能の分化。 連携の推進 ・外来機能報告 ・重点活用外来							特例水準適用機 関に係る第三者 評価、個別審査
	7～9月									
	10～12月	○会議開催（適宜） ・国の動向 ・本県の進捗状況等	・各医療機関の専門 方針等	報告書取りまとめ（基本方針改正、医療計 画作成指針等の改正等）						都道府県による 特例対象医療 機関の指定
R 4 【2022】	1～3月			基本方針改正（告示） 医療計画作成指針等の改正（通知）						
R 5 【2023】	4～3月	○会議開催（適宜） ・全体調整		第9次医療計画策定			次期外来医療計 画策定			
R 6 【2024】	4～3月			第9次医療計画開始			次期外来医療計 画開始			時間外労働上限 規制の適用開始

※会議開催は、新型コロナウイルス感染症の状況等により、対面、WEB若しくは書面での開催を想定。

